

道路施設の管理について

○道路標識

標識には道路交通法に基づき都道府県公安委員会（警察）が設置するものと、道路法に基づき道路管理者（県や市など）が設置するものがあります。

『道路管理者は、道路によって異なります。』

道路種別	管理者
国道16号	国土交通省 千葉国道事務所 お問合せ先 043 (287) 0311
その他国道、県道	千葉県 市原土木事務所 お問合せ先 0436 (41) 1300
市道等	市原市 お問合せ先 0436 (22) 1111
自動車専用道路（高速道路）	東日本道路(株)（ネクスコ東日本） お問合せ先 0570 (024) 024

以下に各標識の例と設置及び管理者を示します。

①案内標識『道路管理者が設置及び管理』

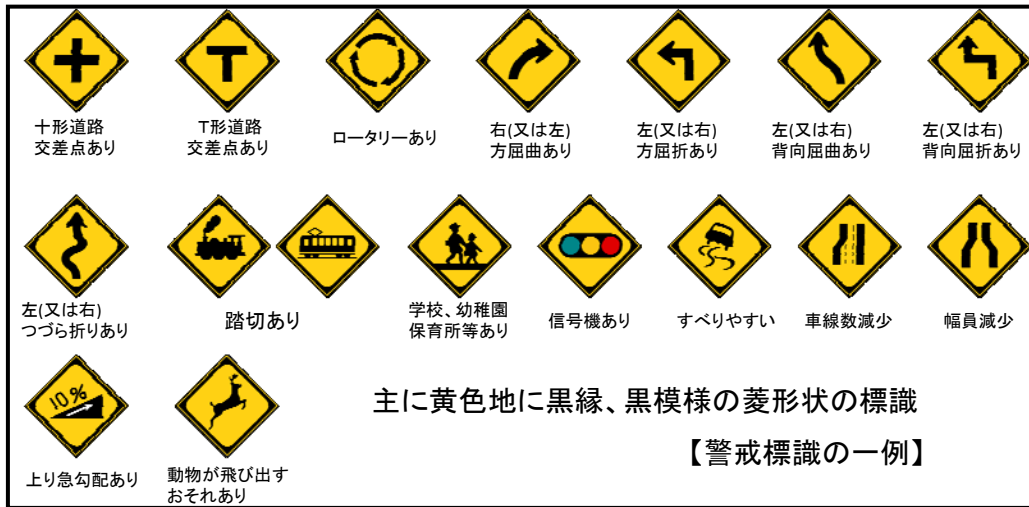
(1) 一般道は青地に白字の標識



(2) 道路愛称標識：「〇通り」など道路愛称名が記載された青と白地に青字の標識



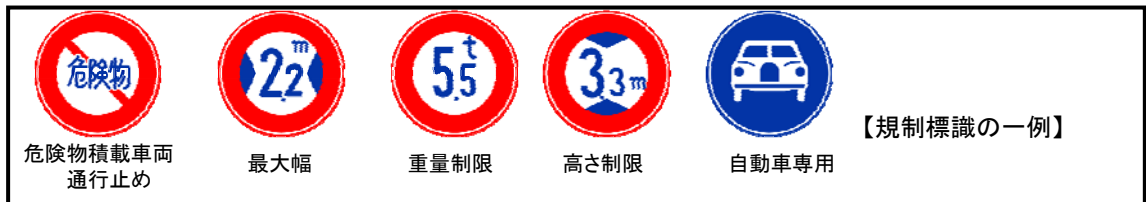
②警戒標識『道路管理者が設置及び管理』



③規制標識『公安委員会（警察）が設置及び管理』



④規制標識『道路管理者が設置及び管理』



⑤指示標識『公安委員会（警察）が設置及び管理』



※ 市原市が管理している道路標識については原則、写真のような赤色の標識管理シールが貼ってあります。

(番号の前に「N」が記載されているものは南部土木事務所の所管となります)



左：道路維持課（北部地区）



右：南部土木事務所（南部地区）

◎事故による破損については原則、事故当事者の責任で復旧することになります。

◎道路管理者、交通管理者以外が管理している標識の一例としては緊急避難場所や学校案内板等があります。

道路施設の管理について

○街路灯

市内に設置されている街路灯については、「道路照明」と「防犯灯」の2種類に分けられ、管理している部署が異なります。市原市が管理する道路（市道等）では、道路管理者である道路維持課及び南部土木事務所で道路の形状や交差点の視認性を上げるために「道路照明」を設置・維持管理しています。

『道路管理者は、道路によって異なります。』

道路種別	管理者
国道16号	国土交通省 千葉国道事務所 お問合せ先 043 (287) 0311
その他国道、県道	千葉県 市原土木事務所 お問合せ先 0436 (41) 1300
市道等	市原市 お問合せ先 0436 (22) 1111
自動車専用道路（高速道路）	東日本道路(株)（ネクスコ東日本） お問合せ先 0570 (024) 024

以下に道路照明の例を示します。

道路照明『道路管理者が設置及び管理』

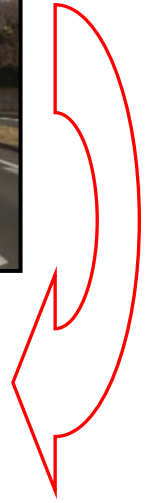
独立柱式



電



拡大



トンネル照明



※ 市原市が管理している道路照明については原則、写真のような黄色の照明管理

シールが貼ってあります。

(番号の後に「N」が記載されているものは南部土木事務所の所管となります)



左：道路維持課（北部地区）

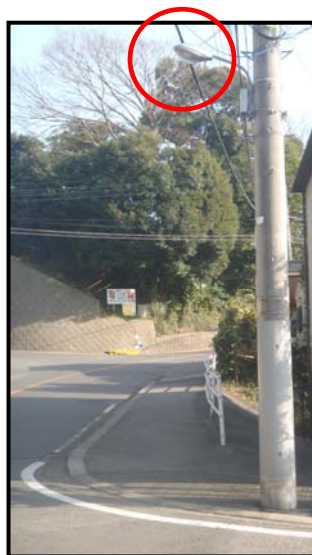
右：南部土木事務所（南部地区）

◎道路照明の異常や不点灯、昼間点灯については道路維持課及び南部土木事務所までご連絡ください。

◎事故による破損につきましては原則、事故当事者の責任で復旧することになります。

参考：防犯灯

(市原市生活安全課もしくは町会や商店街での管理)



道路施設の管理について

○道路上の白線（路面標示）

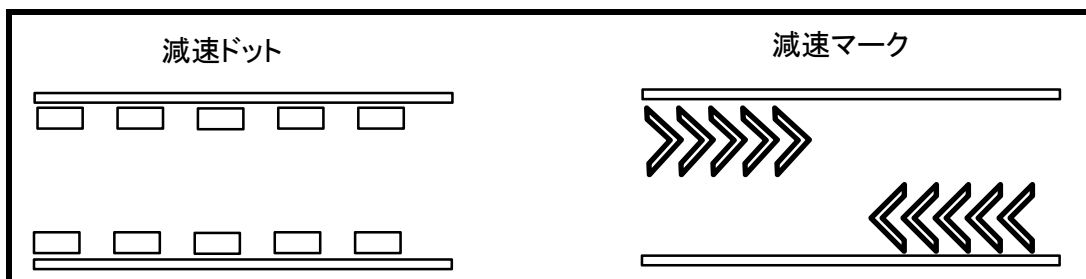
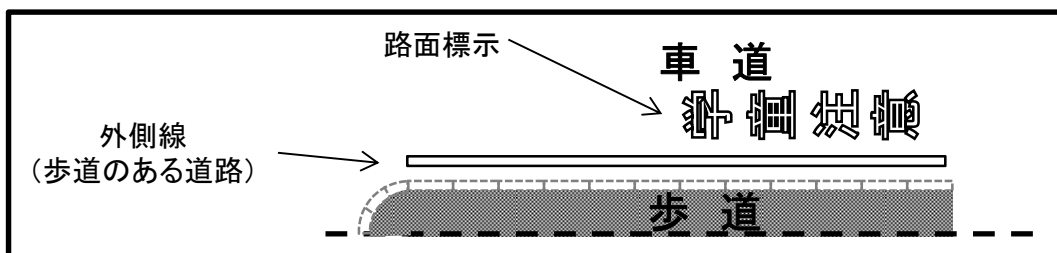
道路上には路面標示（区画線・道路標示）と呼ばれる線や文字があります。路面標示には道路法に基づき道路管理者（市など）が引くものと道路交通法に基づき都道府県公安委員会（警察）が引くものにわかれています。

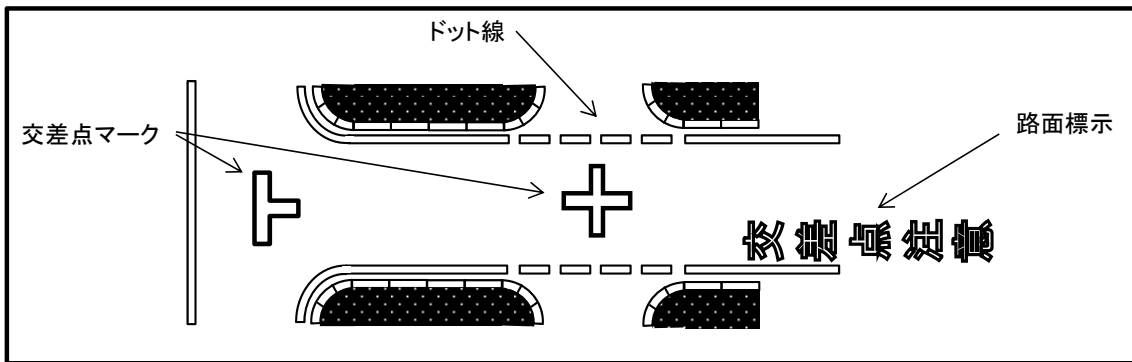
『道路管理者は、道路によって異なります。』

道路種別	管理者
国道16号	国土交通省 千葉国道事務所 お問合せ先 043 (287) 0311
その他国道、県道	千葉県 市原土木事務所 お問合せ先 0436 (41) 1300
市道等	市原市 お問合せ先 0436 (22) 1111
自動車専用道路（高速道路）	東日本道路(株)（ネクスコ東日本） お問合せ先 0570 (024) 024

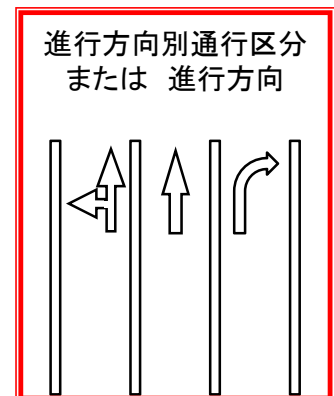
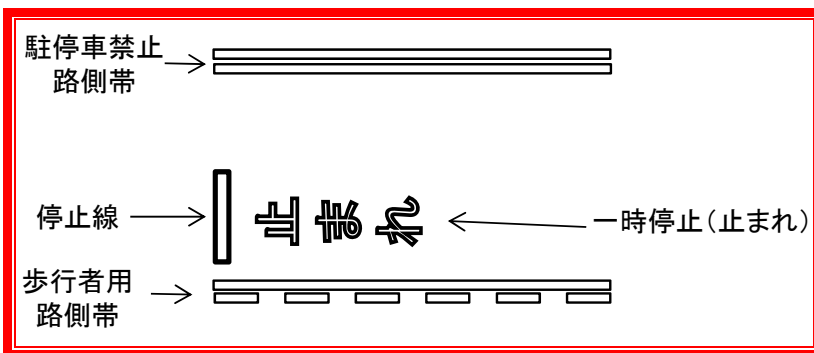
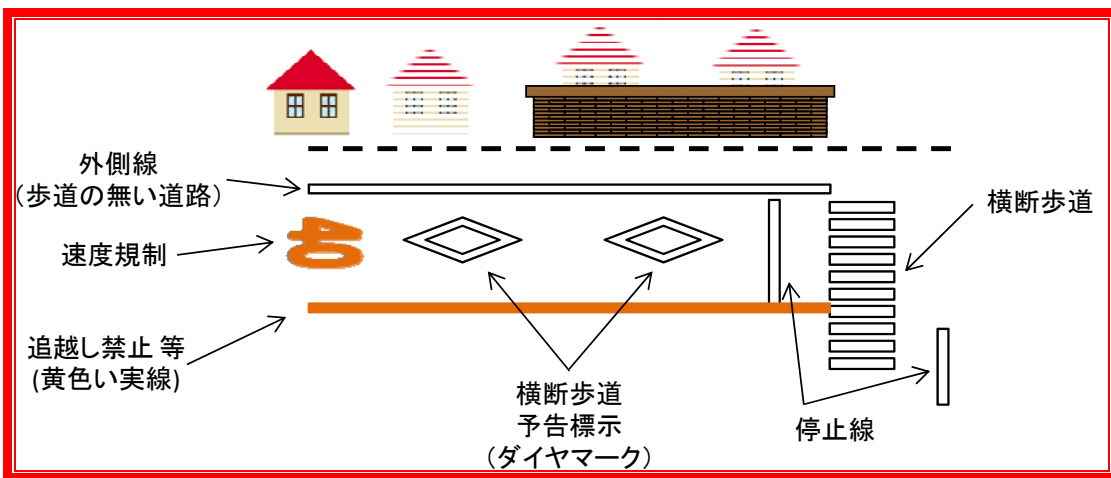
以下に各路面標示の例と設置及び管理者を示します。

① 『道路管理者が設置及び管理』





②『公安委員会（警察）が設置及び管理』



※ 薄くなってしまった路面標示の引き直し、新設については、各管理者にご連絡ください。

道路管理者（道路維持課及び南部土木事務所）では新たに設置する区画線については、現地調査及び公安委員会との協議によって設置の可否を検討して対応しています。

道路施設の管理について

○カーブミラー（道路反射鏡）

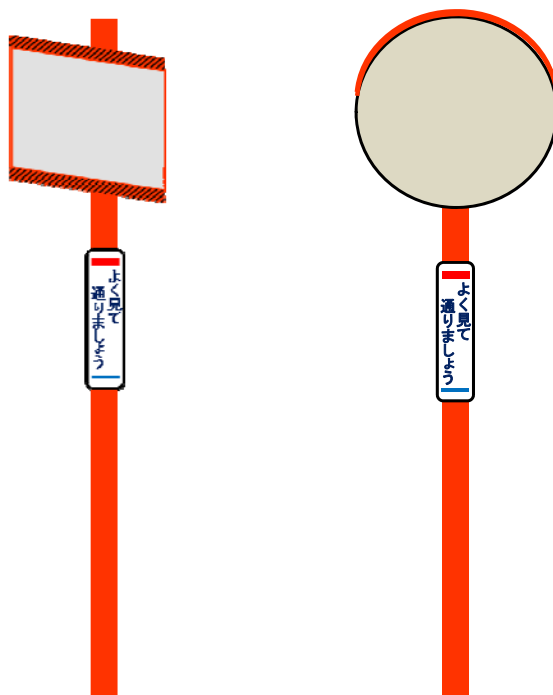
市内に設置されているカーブミラーについては原則、道路管理者（県や市など）が設置・維持管理しています。（道路管理者以外が所有管理する物が一部あり、それについて市で修繕等はできません。）

既設のカーブミラー（市原市所有）につきましては、経年劣化による腐食や破損などにより道路維持課及び南部土木事務所が交換を行っています。しかし、現地を確認して必要性の有無を判断し、復旧せず撤去する場合があります。

『道路管理者は、道路によって異なります。』

道路種別	管理者
国道16号	国土交通省 千葉国道事務所 お問合せ先 043 (287) 0311
その他国道、県道	千葉県 市原土木事務所 お問合せ先 0436 (41) 1300
市道等	市原市 お問合せ先 0436 (22) 1111

以下に道路管理者（道路維持課及び南部土木事務所）が管理するカーブミラーの種類を示します。



左：角面（□450×600）標準的に使用します。

右：丸面（φ600、φ800、φ1000）

縦断的に高低差がある場合に使用します。

※ 市原市が管理しているカーブミラーについては原則、写真のような青色のカーブミラー管理シールが貼ってあります。

（番号の前に「N」が記載されているものは南部土木事務所の所管となります）



左：道路維持課（北部地区）

右：南部土木事務所（南部地区）

◎事故による破損につきましては原則、事故当事者の責任で復旧することになります。

◎新規設置につきましては、カーブミラー（道路反射鏡）の新規設置についてをご確認ください。